

即ち農村匡救協會が出来たのである。  
 この農村匡救協會で七、八、九の三ヶ年間に八億圓の金で農村匡救事業を起すこととなり其の半分は労働費に充當することになつたのである。然るにこの半額の努力費は諸材料の騰貴等で段々喰込んで来て壹圓四拾錢位の貸銀豫算が参四拾錢になつたしかも政府の出すべき六億圓の金も三ヶ年で漸やく四億九千参百萬圓しか出さなかつたので徹底的農村救済に至らず、昨年の早魘風亦密東北の冷害等で約輸壹億圓の天災を蒙つたのである従つて三ヶ年間政府が全部出したとしても尙参億圓の不足である、そこで五、一五事件當時より農村は少しもよくなつてゐないことは事實である。即ち三ヶ年の政府の努力は豫期に達せず昨年の天災で百姓は浮はれないのである。  
 農民組合が十五年前出来たのは何故か、政府や政黨に依頼して

ゐてはよくならない、吾々の手で村をよくしようと思つて農民組合を作つたのである。大正十一年の小作料は地主六割小作人四割であつた、今日では地主五割二分五厘、小作人四割七分五厘となつて入作入七分五厘小作人に流れ込んだのである。此の割合で計算すると小作料（畑貳億圓、田五億圓）壹億圓の金が農民組合の運動で毎年残つたことになつて来たのである。新潟縣は女郎の身買りが最近減少した、其の原因に就て縣警察部では農民運動の結果小作人の生活がよくなつたのであると言つてゐる。

この一事を考へても如何に農民運動が農村振興の大きな力になつてゐるか證明出来るので、この運動が間違つてゐなかつたことを信するのである。

次に民訴法五百七十條改正做来一ヶ年分差押猶豫を議會に要請